

(目的と適用範囲)

第1条 本規程は、本学情報ネットワーク・システムの円滑な利用を促進し、本学の教育・研究の充実に資することを目的として、ネットワーク・システム利用上における情報倫理の基準を定め、利用者が良識的行動規範をもって臨めるようにするとともに、基準違反行為に対する措置並びに罰則及びその適用手続きを明らかにすることを目的とするものである。

2 本学情報ネットワーク・システムの利用が本学の敷地内でなされたか否かを問わず、本学に勤務する全ての教職員、本学に在籍する全ての学生、その他情報処理センター長の承認を得た者に適用される。

(用語の定義)

第2条 本規程において使用する用語は、次の通り理解するものとする。

- (1) ここで言う「**情報倫理**」とは、本学情報ネットワーク・システム及びインターネットを含む情報ネットワーク・システム利用の行為基準であって、その遵守が利用者の健全な社会規範意識によるもの、並びに法令または本学学則によってその遵守が義務づけられているものを意味する。
- (2) 「法律上の義務」とは、日本国の法律、命令、規則、または条例によって規定された義務並びに本規程の適用対象者に対して適用のある契約上の義務（約款上による場合を含む）及び慣習法上のすべての義務を意味する。
- (3) 「違反行為」とは、**情報倫理**に反する行為を意味する。
- (4) 「ネットワーク・サービス」とは、プログラムの使用、データの入力、挿入、削除、出力その他の使用、電子メールシステムの使用、ハードディスクの使用、通信設備の使用、プリンタ等の出力を含め本学情報ネットワーク・システムに含まれる情報資源の全て、あるいは、利用者の段階に応じた一部の提供を意味する。

(ネットワーク・システム利用上の遵守事項)

第3条 利用者は、本学の建学の精神に則り、品位を保ち、社会の一員としての自覚に基づいて以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 本学情報ネットワーク・システム（以下「システム」と言う。）を利用するためには、別に定める立正大学情報処理センター利用細則および、立正大学ネットワーク利用要領に基づき、利用しなければならない。
- (2) システムの利用に際しては、同システム管理者の指示に従わなければならない。
- (3) システムの利用は、本学が定めるアクセス時間内に限られる。
- (4) 技術上のトラブル、利用上のトラブル、その他何らかのトラブルを発見した利用者は、担当教員または情報処理センターに対し、直ちにその事実を申告しなければならない。
- (5) システム利用を終了するときは、当該利用者は、サーバ内のすべての個人ファイルの削除、メーリングからの退会を含め原状回復の義務を負う。

(最低限守るべきルール)

第4条 共有するシステムの安全を守り、他人に迷惑をかけないために、以下のルールを守らなければならない。

- (1) 利用者は、利用資格を取得した後はすべての利用行為に関して、善良なる管理者の注意をもって利用しなければならない。
- (2) 他の利用者と利用資格を共有してはならない。
- (3) システムのリソース（計算時間、ハードディスク使用量、通信時間）を大量に消費し続けることにより、他の利用者の利用を妨害してはならない。
- (4) コンピュータ・ウイルス等、システムの混乱の原因となる有害プログラムまたはデータを本学情報ネットワーク・システム内に持ち込んで서는ならない。
- (5) 学内向けの情報を学外に持ち出さない。
- (6) 設備またはサービスを営利目的に使用してはならない。
- (7) 第三者の著作物であるファイルやデータの引用・参照をするときは、「著作権法」の規程及び公正な慣行に従わなければならない。
- (8) 発信された電子メールは、その発信者がすべての責任を負う。

- (9) 他の利用者の電子メールを許可なく読み、削除、複製、変造又は公開してはならない。
- (10) いやがらせや公序良俗に反する内容の電子メール、脅迫的な電子メール、不確かな情報を内容とする電子メールを発信してはならない。
- (11) 求められていないメール、営利を目的とするメッセージや有害情報等、迷惑となる電子メールを発信してはならない。
- (12) Webページ等を利用して社会通念に反する情報を流してはならない。
- (13) 機密を要するメッセージを送信するときは、デジタル署名その他公に承認された電子認証を用い、テキストを暗号化して送信するように努める。
- (14) 自己の個人情報を不用意に漏らしてはならない。
- (15) 虚偽または二重の利用資格を申請してはならない。
- (16) 事前の同意なしに、他の利用者が保有するファイルまたはデータを削除し、複製し、改変してはならない。
- (17) コンピュータ・システムを毀損し、混乱させ、性能を変更し、故障の原因となるような行為をしてはならない。
- (18) 電子メールを偽造し、または、その偽造を試みてはならない。
- (19) システムおよびユーザのパスワードの解読を試みてはならない。
- (20) システム・ファイルを複製、削除、改変してはならない。
- (21) 第三者のソフトウェアなど著作権の対象となっているものを、許可を得ずに複製してはならない。
- (22) ネットワーク・システム、プログラムまたはデータを破壊または改変してはならない。
- (23) 正規の手続きによらずにより高いレベルの利用資格を入手しようと試みてはならない。
- (24) 機密であることが分かっているファイルにアクセスしてはならない。アクセス後に当該ファイルが機密であることがわかったときは、直ちにアクセスを中止しなければならない。

(法律上の義務)

第5条 システムの利用者は、同システムの利用に際して、法令に触れる行為をしてはならない。

(違反行為に対する措置)

第6条 情報処理センター長は、情報処理教育・研究委員会にはかって、本規定の違反行為をした者(アカウントを盗まれた場合の盗まれた者を含む。)に対し、利用資格の停止、取消、その他の教育的措置をとることができる。ただし、利用資格停止については、情報処理センター長は、いつでも解除することができる。

2 利用資格取消中または停止中の電子メールの消滅、不到達、ファイル等の削除等が発生しても、本学は、その責任を一切負わない。

(違反行為に対する措置の適用手続)

第7条 情報処理センター長が、利用資格の停止、取消その他の教育的措置を講じようとするときは、違反行為の疑いのある利用者から事前に事情を聴取しなければならない。ただし、緊急を要し、事前に聴取をすることができない場合には、事後聴取をおこなわなければならない。

2 前項の聴取により違反行為があったと判断した場合には、情報処理センター長は、違反行為の内容について情報処理教育・研究委員会に報告しなければならない。

(1) 違反行為が懲戒対象行為であるときは、情報処理センター長は、意見を付して学長に報告しなければならない。

(2) 懲戒処分の解除の決定報告が学長になされたときは、学長はすみやかに懲戒処分解除決定及びその内容を情報処理センター長に通知しなければならない。

(相談窓口)

第8条 相談窓口は情報処理センター大崎電算機室及び熊谷電算機室とする。

(規程の改正)

第9条 本規程の改正は、情報処理教育・研究委員会の議を経て行う。

附 則

この規程は平成13年9月26日から実施する。